

令和6年8月30日

参議院議員

浜田 聡 事務所 村上 様

資料の提出

ご依頼の件（文書の保有状況等）について、別紙の通り回答致します。

【別紙】

問 1. 国立国会図書館が所蔵する『税経新報』平成二年十月号の 13、12 頁に以下の表題の文書が掲載されているが、国税庁および大阪国税局は保有しているか教えていただきたい。

- ・『昭和四十三年一月三十日以降大阪国税局長と解同中央本部及び企連との確認事項』
- ・『昭和四十四年一月二十三日以降大阪国税局長と解同近畿ブロックとの確認事項』
- ・『国税庁長官通達（官総 2－6 昭和四十五年二月十日）』
- ・『昭和五十三年十一月二十四日新七項目局長に提示せり大阪府同和地区企業連合会との約束事項』
- ・その他、同和対策や部落差別に関連する通達、確認事項、約束事項等の行政文書

答 1. 上記については、国税庁及び大阪国税局ともに、行政文書として保有していません。

問 2. また、国税庁、大阪国税局において解放同盟等、同和団体に対応する担当部署あるいは担当者を置いているか。同和団体と取り交わした文書で、行政文書として保有しているものがあれば、表題等を教えていただきたい。

答 2. 国税庁においては、同和団体に限らず、各種団体の陳情対応窓口は、長官官房総務課調整室です。

また、大阪国税局においては、同和団体に限らず各種団体の陳情対応窓口は、総務課です。

なお、同和団体と取り交わした文書で、行政文書として保有しているものはありません。